

頁	改正前	改正後	頁
第10編-1	<p><b>第10編 道路編</b></p> <p><b>第1章 道路改良</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 12年 3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21年 6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成 21年 6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成 22年 4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成 11年 3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成 22年 3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成 11年 3月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成 12年 9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成 18年 11月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成 12年 6月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年 12月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成 12年 2月)</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成 15年 11月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成 14年 10月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 2年 5月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成 16年 12月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)</p>	<p><b>第10編 道路編</b></p> <p><b>第1章 道路改良</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成 24年 5月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21年 6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成 21年 6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成 22年 4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成 24年 7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成 22年 3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成 11年 3月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成 12年 9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成 18年 11月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成 12年 6月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17年 12月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成 25年 12月)</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成 26年 8月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成 26年 8月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 2年 5月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成 16年 12月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)</p>	449

頁	改正前	改正後	頁
第10編-3	<p style="text-align: right;">(平成 16 年 12 月)</p> <p>建設省 道路遮音壁設置基準 (昭和 49 年 10 月)</p> <p>国土開発技術研究センター PCボックスカルバート道路埋設指針</p> <p>国土開発技術研究センター 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針</p> <p><b>第5節 法面工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>受注者は法面の施工にあたって、「<b>道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編</b>」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）、「<b>道路土工盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工</b>」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）、「<b>のり砕工の設計・施工指針第 5 章施工</b>」（全国特定法面保護協会、平成 15 年 3 月）<u>および</u>「<b>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工</b>」（地盤工学会、平成 12 年 3 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p style="text-align: right;">(平成 16 年 12 月)</p> <p>建設省 道路遮音壁設置基準 (昭和 49 年 10 月)</p> <p>国土開発技術研究センター PCボックスカルバート道路埋設指針</p> <p>国土開発技術研究センター 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針</p> <p><b>第5節 法面工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>受注者は法面の施工にあたって、「<b>道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編</b>」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）、「<b>道路土工盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工</b>」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）、「<b>のり砕工の設計・施工指針第 5 章施工</b>」（全国特定法面保護協会、平成 15 年 3 月）<b>及び</b>「<b>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工</b>」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	451
第10編-4	<p><b>第7節 擁壁工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第7節 擁壁工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、擁壁工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p>	452
第10編-4	<p><b>2. 適用規定</b></p>	<p><b>2. 適用規定</b></p>	452

頁	改正前	改正後	頁
第10編-5	<p>受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「<b>道路土工—擁壁工指針 2-5-3-4 施工一般</b>」(日本道路協会、平成 11 年 3 月)及び「<b>土木構造物標準設計 第 2 巻解説書 4. 3 施工上の注意事項</b>」(全日本建設技術協会、平成 12 年 9 月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>第 8 節 石・ブロック積(張)工</b>  <b>1-8-1 一般事項</b>  <b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「<b>道路土工—擁壁工指針 5-11-6-10 施工一般</b>」(日本道路協会、平成 24 年 7 月)及び「<b>土木構造物標準設計 第 2 巻解説書 4. 3 施工上の注意事項</b>」(全日本建設技術協会、平成 12 年 9 月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>第 8 節 石・ブロック積(張)工</b>  <b>1-8-1 一般事項</b>  <b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。</p>	453
第10編-5	<p><b>第 9 節 カルバート工</b>  <b>1-9-1 一般事項</b>  <b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第 9 節 カルバート工</b>  <b>1-9-1 一般事項</b>  <b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4. コンクリート構造物非破壊試験</b></p> <p>コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。</p> <p>(1) 受注者は、<b>設計図書</b>において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。</p>	454

頁	改正前	改正後	頁
第10編-7	<p><b>第10節 排水構造物工（小型水路工）</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月)(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。</p> <p>(3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第10節 排水構造物工（小型水路工）</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。</p>	455
第10編-9	<p><b>第11節 落石雪害防止工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第11節 落石雪害防止工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、落石雪害防止工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。</p>	458
第10編-15	<p><b>第12節 遮音壁工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p>	<p><b>第12節 遮音壁工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p>	463

頁	改正前	改正後	頁
第10編－18	<p>本節は、遮音壁工として作業土工、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>本節は、遮音壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。</p>	466
	<p><b>第2章 舗装</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p>	<p><b>第2章 舗装</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p>	
	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	
	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	
	日本道路協会 道路土工－排水工指針（昭和62年6月）	日本道路協会 道路土工－排水工指針（昭和62年6月）	
	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）	
	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	
	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	
	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	
	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	
	日本道路協会 道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）	日本道路協会 道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）	
	国土交通省 防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月）	国土交通省 防護柵の設置基準の改正について（平成16年3月）	
	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	
	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）	
	日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月）	日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月）	
	日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）	日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）	
	建設省 道路附属物の基礎について（昭和50年7月）	建設省 道路附属物の基礎について（昭和50年7月）	
	日本道路協会 舗装試験法便覧別冊（平成8年10月）	日本道路協会 舗装試験法便覧別冊（平成8年10月）	
	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）	
	日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年版）（平成18年2月）	日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年版）（平成18年2月）	

頁	改正前	改正後	頁
	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 13 年 9 月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年版) (平成 18 年 2 月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月) 土木学会 舗装標準示方書 (平成 19 年 3 月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 13 年 9 月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年版) (平成 18 年 2 月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月) 土木学会 舗装標準示方書 (平成 19 年 3 月)	
第10編-20	<b>第4節 舗装工</b> <b>2-4-10 コンクリート舗装工</b> <b>6. 横収縮目地及び縦目地</b> 横収縮目地は <u>ダウエルバー</u> を用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。 縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。	<b>第4節 舗装工</b> <b>2-4-10 コンクリート舗装工</b> <b>6. 横収縮目地及び縦目地</b> 横収縮目地は <u>ダウエルバー</u> を用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。 縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。	468
第10編-21	<b>第5節 排水構造物工 (路面排水工)</b> <b>2-5-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、排水構造物工 (路面排水工) として、作業土工、側溝工、管渠工、集水柵 (街渠柵)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工 (小段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	<b>第5節 排水構造物工 (路面排水工)</b> <b>2-5-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、排水構造物工 (路面排水工) として、作業土工 (床掘り、埋戻し)、側溝工、管渠工、集水柵 (街渠柵)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工 (小段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	469
	<b>第6節 縁石工</b> <b>2-6-1 一般事項</b>	<b>第6節 縁石工</b> <b>2-6-1 一般事項</b>	

頁	改正前	改正後	頁
第10編-23	<p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>第7節 踏掛版工</b></p> <p><b>2-7-1 一般事項</b></p>	<p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、縁石工として作業土工（床掘り、埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>第7節 踏掛版工</b></p> <p><b>2-7-1 一般事項</b></p>	471
第10編-23	<p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、踏掛版工として作業土工（床掘り、埋戻し）、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。</p>	471
第10編-24	<p><b>2-7-4 踏掛版工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b></p> <p>床掘り・埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>	<p><b>2-7-4 踏掛版工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b></p> <p>作業土工（床掘り・埋戻し）を行う場合は、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>	472
第10編-24	<p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	472
第10編-34	<p><b>第12節 道路付属施設工</b></p> <p><b>2-12-1 一般事項</b></p> <p><b>3. 適用規定</b></p>	<p><b>第12節 道路付属施設工</b></p> <p><b>2-12-1 一般事項</b></p> <p><b>3. 適用規定</b></p>	482



頁	改正前	改正後	頁
第10編-37	<p>受注者は、道路附属施設工の施工にあたって、「<b>視線誘導標設置基準・同解説第 5 章の施工</b>」（日本道路協会、昭和 59 年 10 月）の規定、「<b>道路照明施設設置基準・同解説第 7 章設計及び施工</b>」（日本道路協会、平成 19 年 10 月改訂）の規定、「<b>道路土工要綱</b>」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定および「<b>道路反射鏡設置指針第 2 章設置方法の規定および第 5 章施工</b>」（日本道路協会、昭和 55 年 12 月）の規定、第 3 編 2-3-10 道路附属物工の規定、第 10 編 2-12-3 境界工、<u>2-12-5 ケーブル配管工</u>および 2-12-6 照明工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>第 3 章 橋梁下部</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編） （平成 14 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編） （平成 14 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成 14 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和 60 年 2 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 16 年 4 月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成 17 年 12 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和 54 年 2 月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成 19 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成 19 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成 9 年 12 月）</p>	<p>受注者は、道路附属施設工の施工にあたって、「<b>視線誘導標設置基準・同解説第 5 章の施工</b>」（日本道路協会、昭和 59 年 10 月）の規定、「<b>道路照明施設設置基準・同解説第 7 章設計及び施工</b>」（日本道路協会、平成 19 年 10 月改訂）の規定、「<b>道路土工要綱</b>」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定<b>及び</b>「<b>道路反射鏡設置指針第 2 章設置方法の規定<b>及び</b>第 5 章施工</b>」（日本道路協会、昭和 55 年 12 月）の規定、第 3 編 2-3-10 道路附属物工の規定、第 10 編 <b>2-5-3 側溝工、2-5-5 集水柵（街渠柵）・マンホール工</b>、2-12-3 境界工<b>及び</b>2-12-6 照明工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>第 3 章 橋梁下部</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編） （平成 24 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編） （平成 24 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成 24 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和 60 年 2 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 16 年 4 月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成 17 年 12 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和 54 年 2 月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成 19 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成 19 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成 9 年 12 月）</p>	486



頁	改正前	改正後	頁
	日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)	日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)	
	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 11 年 3 月)	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)	
	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	
	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)	
	静岡市建設局 静岡市道路橋計画・設計要領 (平成 21 年 7 月)	静岡市建設局 静岡市道路橋計画・設計要領 (平成 26 年 8 月)	
	静岡市建設局 静岡市道路橋補修・補強要領 (案) (平成 23 年 3 月)	静岡市建設局 静岡市道路橋補修・補強要領 (案) (平成 23 年 3 月)	
第10編－40	<b>第6節 橋台工</b> <b>3－6－1 一般事項</b> 本節は、橋台工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	<b>第6節 橋台工</b> <b>3－6－1 一般事項</b> 本節は、橋台工として、作業土工 (床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	486
	<b>第7節 RC橋脚工</b> <b>3－7－1 一般事項</b> 本節は、RC橋脚工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	<b>第7節 RC橋脚工</b> <b>3－7－1 一般事項</b> 本節は、RC橋脚工として、作業土工 (床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	
第10編－42	<b>第8節 鋼製橋脚工</b> <b>3－8－1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、鋼製橋脚工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、	<b>第8節 鋼製橋脚工</b> <b>3－8－1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、鋼製橋脚工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、既製杭工、場	491

頁	改正前	改正後	頁
第10編-44	<p>オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-8-10 橋脚架設工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第17章施工」（日本道路協会、平成14年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-8-10 橋脚架設工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	493
第10編-45	<p><b>3-8-11 現場継手工</b></p> <p><b>2. 適用規定（2）</b></p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）17章施工」（日本道路協会、平成14年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」（日本道路協会、昭和60年2月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>3-8-11 現場継手工</b></p> <p><b>2. 適用規定（2）</b></p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」（日本道路協会、昭和60年2月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	494
第10編-45	<p><b>第9節 護岸基礎工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第9節 護岸基礎工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	494

頁	改正前	改正後	頁
第10編－46	<p><b>第10節 矢板護岸工</b></p> <p><b>3-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第10節 矢板護岸工</b></p> <p><b>3-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	495
第10編－48	<p><b>第12節 擁壁護岸工</b></p> <p><b>3-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第12節 擁壁護岸工</b></p> <p><b>3-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、擁壁護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	497
第10編－49	<p><b>第4章 鋼橋上部</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編） （平成 14 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成 14 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 鋼・合成構造標準示方書 （総則編、構造計画編、設計編） （平成 19 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 鋼・合成構造標準示方書（耐震構造編） （平成 20 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （昭和 60 年 2 月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 （昭和 55 年 8 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 （平成 16 年 4 月）</p>	<p><b>第4章 鋼橋上部</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編） （平成 24 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成 24 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 鋼・合成構造標準示方書 （総則編、構造計画編、設計編） （平成 19 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 鋼・合成構造標準示方書（耐震構造編） （平成 20 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （昭和 60 年 2 月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 （昭和 55 年 8 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 （平成 16 年 4 月）</p>	498

頁	改正前	改正後	頁
	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17 年 12 月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 20 年 1 月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和 54 年 1 月) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成 3 年 7 月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 19 年 3 月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成 14 年 3 月) 静岡市道路橋計画・設計要領 (建設局道路部) (平成 21 年 7 月)	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 17 年 12 月) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 20 年 1 月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和 54 年 1 月) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成 3 年 7 月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 19 年 3 月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成 14 年 3 月) 静岡市道路橋計画・設計要領 (建設局道路部) (平成 26 年 8 月)	
第10編－51	<b>第3節 工場製作工</b> <b>4－3－9 橋梁用高欄製作工</b> 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2－12－7 橋梁用防護柵製作工の規定による。	<b>第3節 工場製作工</b> <b>4－3－9 橋梁用高欄製作工</b> 橋梁用高欄製作工の施工については、第3編2－12－7 橋梁用防護柵製作工の規定による。	500
第10編－55	<b>第8節 橋梁付属物工</b> <b>4－8－10 マイクロフィルム等</b> <b>3. 作成方法</b> 「橋梁台帳」、マイクロフィルムの作成、提出については、「静岡市道路橋計画・設計要領(平成 21 年 7 月)」によるものとし、監督員の承諾を受けること。 「橋梁台帳」、マイクロフィルムは検査の対象とする。	<b>第8節 橋梁付属物工</b> <b>4－8－10 マイクロフィルム等</b> <b>3. 作成方法</b> 「橋梁台帳」、マイクロフィルムの作成、提出については、「静岡市道路橋計画・設計要領(平成 26 年 8 月)」によるものとし、監督員の承諾を受けること。 「橋梁台帳」、マイクロフィルムは検査の対象とする。	504
第10編－55	<b>第9節 歩道橋本体工</b> <b>4－9－1 一般事項</b> <b>1. 適用範囲</b>	<b>第9節 歩道橋本体工</b> <b>4－9－1 一般事項</b> <b>1. 適用範囲</b>	504

頁	改正前	改正後	頁
第10編-58	<p>本節は、歩道橋本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋（側道橋）架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>第5章 コンクリート橋上部</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）  （平成 14 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）  （平成 14 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧  （平成 16 年 4 月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針  （平成 3 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧  （平成 6 年 2 月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧  （平成 10 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説  （平成 20 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説  （平成 19 年 10 月）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針  （平成 9 年 7 月）</p> <p>日本道路協会 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針  （平成 4 年 10 月）</p>	<p>本節は、歩道橋本体工として作業土工（<b>床掘り、埋戻し</b>）、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋（側道橋）架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>第5章 コンクリート橋上部</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）  （平成 24 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）  （平成 24 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧  （平成 16 年 4 月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針  （平成 3 年 3 月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧  （平成 6 年 2 月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧  （平成 10 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説  （平成 20 年 1 月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説  （平成 19 年 10 月）</p> <p>建設省土木研究所 <b>プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）</b>  <b>（平成 7 年 12 月）</b></p> <p>国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針  （平成 9 年 7 月）</p> <p>日本道路協会 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針  （平成 4 年 10 月）</p>	507

頁	改正前	改正後	頁
第10編-61	<p><b>第5節 PC橋工</b></p> <p><b>5-5-6 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、<u>道路橋支承便覧（日本道路協会）</u>第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第5節 PC橋工</b></p> <p><b>5-5-6 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（<b>日本道路協会、平成16年4月</b>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	511
第10編-64	<p><b>第6節 プレビーム桁橋工</b></p> <p><b>5-6-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、<u>道路橋支承便覧（日本道路協会）</u>第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第6節 プレビーム桁橋工</b></p> <p><b>5-6-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（<b>日本道路協会、平成16年4月</b>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	513
第10編-66	<p><b>第7節 PCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-7-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、<u>道路橋支承便覧（日本道路協会）</u>第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第7節 PCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-7-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（<b>日本道路協会、平成16年4月</b>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	515
第10編-67	<p><b>第8節 RCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-8-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、<u>道路橋支承便覧（日本道路協会）</u>第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第8節 RCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-8-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（<b>日本道路協会、平成16年4月</b>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	516

頁	改正前	改正後	頁
第10編-69	<p><b>第10節 PC箱桁橋工</b></p> <p><b>5-10-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、<u>道路橋支承便覧（日本道路協会）</u> <b>第5章 支承部の施工</b>による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>第10節 PC箱桁橋工</b></p> <p><b>5-10-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（<b>日本道路協会、平成16年4月</b>）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	518
第10編-70	<p><b>第11節 PC片持箱桁橋工</b></p> <p><b>5-11-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、<u>道路橋支承便覧（日本道路協会）</u> <b>第5章 支承部の施工</b>による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>第11節 PC片持箱桁橋工</b></p> <p><b>5-11-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（<b>日本道路協会、平成16年4月</b>）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	519
第10編-75	<p><b>第6章 トンネル（<u>NATM</u>）</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月) 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月)</p>	<p><b>第6章 トンネル（<u>NATM</u>）</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月) 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月)</p>	524



頁	改正前	改正後	頁
	建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和 56 年 4 月)	建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和 56 年 4 月)	
	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 11 年 3 月)	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)	
	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	
	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)	
	建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (設計及び粉じん等の測定) (平成 17 年 6 月)	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成 24 年 3 月)	
	日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成 8 年 10 月)	日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成 8 年 10 月)	
	労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 20 年 3 月)	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 23 年 3 月)	
	<b>第 5 節 覆工</b>	<b>第 5 節 覆工</b>	
	<b>6-5-1 一般事項</b>	<b>6-5-1 一般事項</b>	
第10編-81	<b>図 6-1</b>	<b>図 6-1 覆工厚変化箇所の刻示標準図</b>	531
	<b>第 8 節 坑門工</b>	<b>第 8 節 坑門工</b>	
第10編-85	<b>6-8-1 一般事項</b> 本節は、坑門工として坑口付工、作業土工、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	<b>6-8-1 一般事項</b> 本節は、坑門工として坑口付工、作業土工 (床掘り、埋戻し)、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	535
第10編-86	<b>6-8-6 銘板工</b> <b>図 6-2</b>	<b>6-8-6 銘板工</b> <b>図 6-2 標示板の刻示方法</b>	536
	<b>第 7 章 コンクリートシェッド</b>	<b>第 7 章 コンクリートシェッド</b>	
第10編-88	<b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編)	<b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編)	538

頁	改正前	改正後	頁
	(平成 14 年 3 月)	(平成 24 年 3 月)	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV下部構造編)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV下部構造編)	
	(平成 14 年 3 月)	(平成 24 年 3 月)	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編)	
	(平成 14 年 3 月)	(平成 23 年 3 月)	
	日本道路協会 道路土工要綱	日本道路協会 道路土工要綱	
	(平成 21 年 6 月)	(平成 21 年 6 月)	
	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	
	(平成 11 年 3 月)	(平成 24 年 7 月)	
	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	
	(平成 22 年 3 月)	(平成 22 年 3 月)	
	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	
	(平成 11 年 3 月)	(平成 11 年 3 月)	
	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	
	(平成 3 年 3 月)	(平成 3 年 4 月)	
	日本道路協会 杭基礎施工便覧	日本道路協会 杭基礎施工便覧	
	(平成 19 年 1 月)	(平成 19 年 1 月)	
	日本道路協会 杭基礎設計便覧	日本道路協会 杭基礎設計便覧	
	(平成 19 年 1 月)	(平成 19 年 1 月)	
	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧	
	(平成 6 年 2 月)	(平成 6 年 2 月)	
	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編)	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編)	
	(平成 20 年 3 月)	(平成 25 年 3 月)	
	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	
	(平成 20 年 3 月)	(平成 25 年 3 月)	
	日本道路協会 落石対策便覧	日本道路協会 落石対策便覧	
	(平成 12 年 6 月)	(平成 12 年 6 月)	
	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編)	
	(平成 16 年 12 月)	(平成 16 年 12 月)	
	日本道路協会 道路橋支承便覧	日本道路協会 道路橋支承便覧	
	(平成 16 年 4 月)	(平成 16 年 4 月)	
	日本道路協会 道路防雪便覧	日本道路協会 道路防雪便覧	
	(平成 2 年 5 月)	(平成 2 年 5 月)	
	<b>第3節 プレキャストシェッド下部工</b>	<b>第3節 プレキャストシェッド下部工</b>	
第10編－89	<b>7－3－1 一般事項</b>	<b>7－3－1 一般事項</b>	539
	本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工、既製杭工、場所	本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工(床掘り、埋戻し)、	

頁	改正前	改正後	頁
第10編-90	<p>打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>第4節 プレキャストシェッド上部工</b></p> <p><b>7-4-3 架設工</b></p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、<u>道路橋支承便覧 (日本道路協会)</u></p> <p><b>第5章 支承部の施工</b>の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>第4節 プレキャストシェッド上部工</b></p> <p><b>7-4-3 架設工</b></p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<u>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</u>」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	540
第10編-91	<p><b>第5節 RCシェッド工</b></p> <p><b>7-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、RCシェッド工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第5節 RCシェッド工</b></p> <p><b>7-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、RCシェッド工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p>	514
第10編-94	<p><b>第8章 鋼製シェッド</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成14年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成14年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成14年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)</p>	<p><b>第8章 鋼製シェッド</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)</p>	544

頁	改正前	改正後	頁
第10編－96	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)	546
	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	
	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	
	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	
	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)	
	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	
	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	
	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)	
	日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	
	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成11年3月)	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)	
	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)	
	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
	日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	
	日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	
	<u>(追加)</u>	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	
	<b>第5節 鋼製シェッド下部工</b>	<b>第5節 鋼製シェッド下部工</b>	
	<b>8-5-1 一般事項</b>	<b>8-5-1 一般事項</b>	
	本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工 (床掘り、埋め戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	
	<b>第9章 地下横断歩道</b>	<b>第9章 地下横断歩道</b>	
	<b>第5節 現場打構築工</b>	<b>第5節 現場打構築工</b>	

頁	改正前	改正後	頁
第10編-101	<p><b>9-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、現場打構築工として作業土工、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>9-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、現場打構築工として作業土工（床掘り、埋戻し）、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>	551
第10編-103	<p><b>第10章 地下駐車場</b></p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>10-3-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、<u>特に指定のない限り</u>施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p><b>第10章 地下駐車場</b></p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>10-3-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、工場製作工において、<u>設計図書で特に指定のない限り</u>、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。</p>	553
第10編-107	<p><b>第11章 共同溝</b></p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>11-3-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、<u>特に指定のない限り</u>施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p><b>第11章 共同溝</b></p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>11-3-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、工場製作工において、<u>設計図書で特に指定のない限り</u>、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。</p>	557
第10編-114	<p><b>第12章 電線共同溝</b></p> <p><b>第5節 電線共同溝工</b></p> <p><b>12-5-4 現場打ボックス工（特殊部）</b></p> <p>現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第10編 <u>10-6-2</u> 躯体</p>	<p><b>第12章 電線共同溝</b></p> <p><b>第5節 電線共同溝工</b></p> <p><b>12-5-4 現場打ボックス工（特殊部）</b></p> <p>現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第10編 <u>11-6-2</u> 現</p>	564

頁	改正前	改正後	頁
第10編-115	<p>体工の規定による。</p> <p><b>第13章 情報ボックス工</b>  <b>第3節 情報ボックス工</b>  <b>13-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、情報ボックス工として作業土工、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>場打躯体工の規定による。</p> <p><b>第13章 情報ボックス工</b>  <b>第3節 情報ボックス工</b>  <b>13-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、情報ボックス工として作業土工（床掘り、埋戻し）、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める。</p>	565
第10編-117	<p><b>第14章 道路維持</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)  日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)  日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)  日本道路協会 道路橋補修便覧 (平成元年8月)  日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (平成5年11月)  日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)  日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)  日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)  日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)  日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)  国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)</p> <p><b>第3節 巡視・巡回工</b>  <b>14-4-7 路上再生工</b></p>	<p><b>第14章 道路維持</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)  日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)  日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)  日本道路協会 道路橋補修便覧 (平成元年8月)  日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (平成5年11月)  日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)  日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)  日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)  日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)  日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)  国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)</p> <p><b>第3節 巡視・巡回工</b>  <b>14-4-7 路上再生工</b></p>	567

頁	改正前	改正後	頁
第10編-120	<p><b>1. 路上再生路盤工</b></p> <p>路上再生路盤工については、以下の規定による。</p> <p>(2) 添加材料の使用量</p> <p>④ 施工前に監督員が承諾したセメント量と設計図書に示すセメント量との差が±0.7%未満の場合は、変更契約を行わないものとする。</p> <p>(4) 気象条件</p> <p>気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。</p> <p>(7) 養生</p> <p>養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工により施工する。</p>	<p><b>1. 路上路盤再生工</b></p> <p>路上路盤再生工については、以下の規定による</p> <p>(2) 添加材料の使用量</p> <p>④ (削除)</p> <p>(4) 気象条件</p> <p>気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>(7) 養生</p> <p>養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p>	570
第10編-121	<p><b>2. 路上表層再生工</b></p> <p>(5) 気象条件</p> <p>気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。</p>	<p><b>2. 路上表層再生工</b></p> <p>(5) 気象条件</p> <p>気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p>	571
第10編-123	<p><b>第5節 排水構造物工</b></p> <p><b>14-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第5節 排水構造物工</b></p> <p><b>14-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、排水構造物工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。</p>	573
第10編-124	<p><b>第6節 防護柵工</b></p> <p><b>14-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第6節 防護柵工</b></p> <p><b>14-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、防護柵工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p>	574



頁	改正前	改正後	頁
第10編-126	<p><b>第10節 擁壁工</b></p> <p><b>14-10-1 一般事項</b></p> <p>本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第10節 擁壁工</b></p> <p><b>14-10-1 一般事項</b></p> <p>本節は、擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	576
第10編-127	<p><b>第11節 石・ブロック積（張）工</b></p> <p><b>14-11-1 一般事項</b></p> <p>本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第11節 石・ブロック積（張）工</b></p> <p><b>14-11-1 一般事項</b></p> <p>本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り、埋戻し）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。</p>	577
第10編-127	<p><b>第12節 カルバート工</b></p> <p><b>14-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第12節 カルバート工</b></p> <p><b>14-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、カルバート工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>	577
第10編-134	<p><b>第15節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>14-15-7 検査路工</b></p> <p><b>1. 既設検査路の撤去作業</b></p> <p>既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p>	<p><b>第15節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>14-15-7 検査路工</b></p> <p><b>1. 既設検査路の撤去作業</b></p> <p>受注者は、既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p>	584

頁	改正前	改正後	頁
第10編-137	<p><b>14-18-3 裏込注入工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p><u>裏込注入工の施工については、第 10 編 7 - 5 - 5 裏込注入工の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>14-18-3 裏込注入工</b></p> <p><b>1. 裏込注入</b></p> <p>受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。</p> <p>なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 裏込め注入の施工</b></p> <p>受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。</p> <p>なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。</p>	587
第10編-147	<p><b>第15章 雪 寒</b></p> <p><b>第3節 除雪工</b></p> <p><b>15-3-3 一般除雪工</b></p> <p>一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、<u>監督員の指示</u>によるものとする。</p>	<p><b>第15章 雪 寒</b></p> <p><b>第3節 除雪工</b></p> <p><b>15-3-3 一般除雪工</b></p> <p>受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法<b>について</b>、監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p>	598
第10編-147	<p><b>15-3-5 凍結防止工</b></p> <p><b>4. 凍結防止剤の保管等</b></p> <p>受注者は、凍結防止剤の保管等については、「<b>除雪・防雪ハンドブック (除雪編) 8.5.8 貯蔵及び積み込み</b>」(日本建設機械化協会)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>15-3-5 凍結防止工</b></p> <p><b>4. 凍結防止剤の保管等</b></p> <p>受注者は、凍結防止剤の保管等については、「<b>除雪・防雪ハンドブック (除雪編) 8.5.8 貯蔵及び積み込み</b>」(日本建設機械化協会、<b>平成 16 年 12 月</b>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければ</p>	598

頁	改正前	改正後	頁
第10編-148	<p><b>15-3-6 歩道除雪工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督員の<u>指示</u>による。</p>	<p>ばならない。</p> <p><b>15-3-6 歩道除雪工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p><b>受注者は</b>、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、監督員の<b>指示を受けなければならない</b>。</p>	599
第10編-148	<p><b>15-3-7 安全処理工</b></p> <p><b>1. 施工計画書</b></p> <p>雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督員の<u>指示</u>による。また、実施時期、施工方法については、施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p><b>15-3-7 安全処理工</b></p> <p><b>1. 施工計画書</b></p> <p><b>受注者は</b>、雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督員の<b>指示を受けなければならない</b>。また、実施時期、施工方法については、施工計画書に記載しなければならない。</p>	599
第10編-148	<p><b>2. 適用規定</b></p> <p>人工雪崩の施工については、「<b>除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5 雪崩の処理</b>」（日本建設機械化協会）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2. 適用規定</b></p> <p>人工雪崩の施工については、「<b>除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5 雪崩の処理</b>」（日本建設機械化協会、<b>平成16年12月</b>）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	599
第10編-150	<p><b>第16章 道路修繕</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (平成元年8月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p>	<p><b>第16章 道路修繕</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (平成元年8月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p>	601

頁	改正前	改正後	頁
第10編-153	<p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p><b>第5節 舗装工</b></p> <p><b>16-5-5 切剛オーバーレイ工</b></p> <p>切削オーバーレイ工の施工については、第10編14-4-5 <u>切削オーバーレイ工</u>の規定によるものとする。</p>	<p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p><b>第5節 舗装工</b></p> <p><b>16-5-5 切削オーバーレイ工</b></p> <p>切削オーバーレイ工の施工については、第10編14-4-5 <u>路面切削工</u>の規定による。</p>	604
第10編-154	<p><b>第6節 排水構造物工</b></p> <p><b>16-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。</p>	<p><b>第6節 排水構造物工</b></p> <p><b>16-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、排水構造物工として、作業土工（<u>床掘り</u>、<u>埋戻し</u>）、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。</p>	605
第10編-155	<p><b>第7節 縁石工</b></p> <p><b>16-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第7節 縁石工</b></p> <p><b>16-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、縁石工として作業土工（<u>床掘り</u>、<u>埋戻し</u>）、縁石工その他これらに類する工種について定める。</p>	606
第10編-155	<p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p><b>16-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボック</p>	<p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p><b>16-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（<u>床掘り</u>、</p>	606

頁	改正前	改正後	頁
第10編-157	<p>スビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>第12節 道路付属施設工</b></p> <p><b>16-12-2 材 料</b></p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b></p> <p>踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3 <u>アスファルト舗装の材料</u>の規定による。</p>	<p><b>埋戻し</b>)、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>第12節 道路付属施設工</b></p> <p><b>16-12-2 材 料</b></p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b></p> <p>踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3 <b>セメントコンクリート製品</b>の規定による。</p>	608
第10編-158	<p><b>第14節 擁壁工</b></p> <p><b>16-14-1 一般事項</b></p> <p>本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第14節 擁壁工</b></p> <p><b>16-14-1 一般事項</b></p> <p>本節は、擁壁工として作業土工 (<b>床掘り、埋戻し</b>)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p>	609
第10編-159	<p><b>第16節 カルバート工</b></p> <p><b>16-16-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第16節 カルバート工</b></p> <p><b>16-16-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、カルバート工として作業土工 (<b>床掘り、埋戻し</b>)、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>	610
第10編-160	<p><b>第17節 法面工</b></p> <p><b>16-17-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>法面の施工にあたって、<b>道路土工一切土工・斜面安定工指針</b> のり面</p>	<p><b>第17節 法面工</b></p> <p><b>16-17-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>法面の施工にあたって、「<b>道路土工一切土工・斜面安定工指針</b>のり面</p>	611

頁	改正前	改正後	頁
第10編-160	<p>工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成 21 年 6 月)、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成 22 年 4 月)、「のり砕工の設計・施工指針第 5 章施工」(全国特定法面保護協会、平成 15 年 3 月)および「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工」(地盤工学会、平成 12 年 3 月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>第 18 節 落石雪害防止工</b> 16-18-1 一般事項</p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成 21 年 6 月)、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成 22 年 4 月)、「のり砕工の設計・施工指針第 7 章吹付砕工、第 8 章プレキャスト砕工、第 9 章現場打ちコンクリート砕工」(全国特定法面保護協会、平成 18 年 11 月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工」(地盤工学会、平成 24 年 5 月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>第 18 節 落石雪害防止工</b> 16-18-1 一般事項</p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、落石雪害防止工として作業土工(床掘り、埋戻し)、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。</p>	611
第10編-166	<p><b>第 24 節 橋脚巻立て工</b> 16-24-1 一般事項</p> <p>本節は、橋脚巻立て工として作業土工、RC 橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第 24 節 橋脚巻立て工</b> 16-24-1 一般事項</p> <p>本節は、橋脚巻立て工として作業土工(床掘り、埋戻し)、RC 橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。</p>	617